

## 福岡市移動スーパー参入促進費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市移動スーパー参入促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、「福岡県移動スーパー参入促進費補助金」を活用し、福岡市内における日常の買い物が不便な地域において、補助事業者が行う第5条に掲げる事業に要する経費の一部を補助することにより、買い物に困難を感じる高齢者等へ食料品や日用品等の買い物の場を提供し、地域の特性やニーズに応じた、多様で持続可能な買い物等の生活支援の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が、福岡市内における買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品（肉、魚、野菜の生鮮三品等）及び日用品等を販売する「移動スーパー」事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うにあたり必要な初期費用のうち、別表に掲げる経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業費のうち補助対象経費の3分の1又は次の各号のいずれか低い額を上限とし、予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

- (1) 補助事業を行うために、新たに移動販売車両を購入する場合 100万円
- (2) 補助事業を行うために、すでに保有する車両を改造する場合 50万円

### (補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。なお、補助対象者は公募により募集す

る。

- (1) 中小企業者であって、小売業を行う者もしくは、小売業者と連携して移動販売事業を行う者とする。
- (2) 交通不便地等、日常の買い物が不便な地域において、移動販売を行う者とする。
- (3) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (5) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (6) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持、又は反対していないこと。
- (7) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

#### （補助金の申請）

第 8 条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、市長が定める期日までに福岡市移動スーパー参入促進費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書、経費配分書等、様式第 1 号に定められた書類
- (2) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについてはこの限りではない。

#### （補助金の交付の決定）

第 9 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市移動スーパー参入促進費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

- 3 市長は、第 8 条第 2 項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨を付して交付決定を行うものとする。
- 4 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、福岡市移動スーパー参入促進費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

- 第 10 条 補助事業者は、規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する承認を受けようとするときは福岡市移動スーパー参入促進費補助金変更交付申請書（様式第 4 号）を、同項第 2 号に規定する承認を受けようとするときは福岡市移動スーパー参入促進費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に対しあらかじめ提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第 6 条又は第 9 条第 1 項の決定を変更することができる。

（実績報告）

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときには承認の日）から 30 日以内、又は当該事業年度の 2 月の末日のいずれか早い日までに福岡市移動スーパー参入促進費補助金事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 移動販売車の写真（改造又は改良に係る車両については、改造又は改良後の車両の写真）
  - (2) 経費を支払ったことわかる書類（領収書等）の写し
  - (3) 自動車検査証の写し
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第 12 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合においては、前条の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を福岡市移動スーパー参入促進費補助金確定

通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

（事業終了前の補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する補助事業終了前の補助金の交付を受けようとする場合は、市長に対し福岡市移動スーパー参入促進費補助金事前交付請求書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項により補助事業終了前に補助金の交付を受けた場合においては、前条により確定した補助金の額が既に交付した額に満たないときには、市長に対し、市長の定める期間までにその満たない額を返還しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市移動スーパー参入促進費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金に係る経理）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これら書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第 16 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という）については、台帳を設け保管状況を明らかにしておくとともに、補助対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等で、取得価格又は効用の増加した価格 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）第 1 条から第 3 条までに定める期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、福岡市移動スーパー参入促進費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書（様式第 10 号）により、市長の承認を得なければならない。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

(暴力団の排除)

第 17 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員
- (2) 役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し、警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し、申請者又は補助事業者の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定取り消し及び返還)

第 18 条 市長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合は、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第 7 条各号のいずれかに反するとき
- (2) 第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき
- (3) 関係法令を遵守しなかったとき
- (4) その他市長が不相当と認めたとき

(届出の義務)

第 19 条 補助対象者は、商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費の区分	経費支出基準
車両購入費・改造費	本事業を実施するための車両の購入・改造に要する経費
通信運搬費	郵便代、運送料として支払われる経費
広報費	本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費
借料・損料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費
備品費	本事業を実施するための電子機器等の備品の購入に要する経費 ただし、当該経費については原則リース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入する方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助事業終了後も適切に管理できる場合に限り、購入に要する経費を対象とすることができる。
専門家謝金	事業遂行に必要な助言・指導を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者は対象としない。
委託費	事業の運営、事業の分析・評価等、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して、委託するために支払われる経費 なお、事業の全部を委託する場合は本事業の対象としない。
交通費	専門家又は補助事業者の職員等が使用する当該事業の実施に必要な公共交通機関の利用のための経費
雑役務費	本事業の運営に必要な補助的業務を行なう者に対するアルバイト代として支払われる経費
印刷製本費	本事業の報告書等を印刷するために支払われる経費

※1 補助対象となる経費は、本事業の遂行に必要な以上の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。